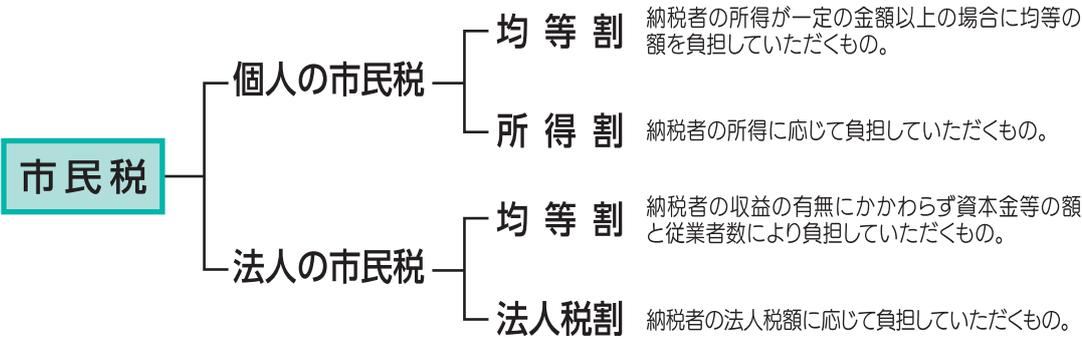


市民税

市民税は、市民のみなさんに広く負担を求める点で、地方税の性格を最も良く表している代表的な市税です。

市民税には、個人の市民税と法人の市民税とがあり、それぞれ均等割と所得割(法人は法人税割)の二つから構成されています。



個人の市民税

納税義務者

個人の市民税を納める人は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額
区内に住所がある個人	均等割額+所得割額
区内に住所はないが事務所、事業所又は家屋敷のある個人	均等割額

注意

区内に住所があるかどうか、また事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断されます。

個人の県民税

個人の県民税は福岡県の税金ですが、納税者や課税所得金額が個人の市民税と同じなので、納税者の便宜などを図るため、北九州市が個人の市民税とあわせて課税し徴収しています。

森林環境税 (令和6年度から適用)

国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、個人の市県民税の均等割と併せて1人年額1,000円が徴収され、一度、国に納付された後に、その税収の全額が森林環境譲与税として、市・県に按分されて譲与される仕組みとなっています。

- 市民税がかからない人
- 税額の計算方法

●市民税がかからない人

■均等割も所得割もかからない人(非課税)

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者(婚姻歴がない場合)、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ③ 前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人

$$35\text{万円} \times \text{家族数 (本人+同一生計配偶者+扶養親族数)} + 10\text{万円} + 21\text{万円}$$

注意

同一生計配偶者や扶養親族のない人は21万円の加算はありません。

※均等割も所得割もかからない人は森林環境税(国税)もかかりません。

■所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人

$$35\text{万円} \times \text{家族数 (本人+同一生計配偶者+扶養親族数)} + 10\text{万円} + 32\text{万円}$$

注意

同一生計配偶者や扶養親族のない人は32万円の加算はありません。

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の人のことです。

※扶養親族には16歳未満の年少扶養も含まれます。

税額の計算方法

試算の際は、年間収入額や控除内容が分かるものをご準備のうえ、ご利用ください。試算はこちらから▶



●均等割

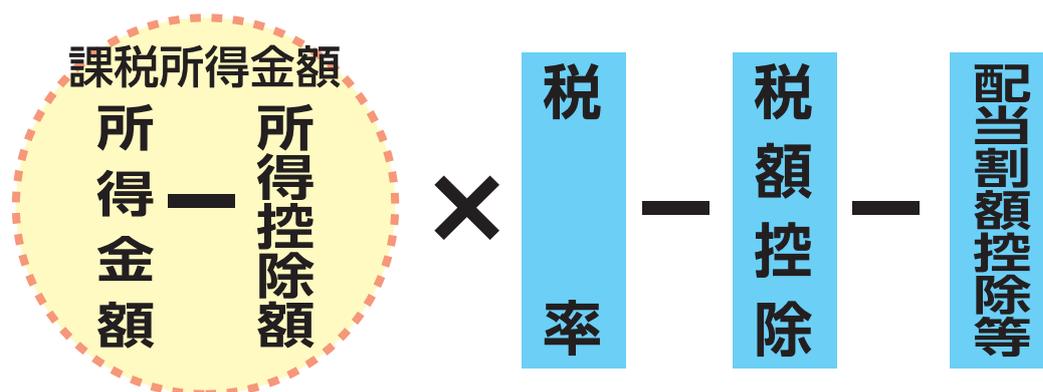
市民税 3,000円 県民税 1,500円

●森林環境税

国税 1,000円

※県民税均等割1,500円のうち、500円は福岡県森林環境税相当額です。

●所得割



P.16~21参照

P.22参照

P.22~24参照

P.24参照

所得金額

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。所得金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出されます。

なお、市民税は前年中の所得金額を基準にして計算されます。例えば令和7年度の市民税は、令和6年中の所得金額が基準となります。

●所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
1	利子所得 公債・社債・預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得 株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子 ＝配当所得の金額
3	不動産所得 地代、家賃など	収入金額－必要経費 ＝不動産所得の金額
4	事業所得 事業などを行っている場合に生じる所得	収入金額－必要経費 ＝事業所得の金額
5	給与所得 サラリーマンの給与など	収入金額－給与所得控除額 ＝給与所得の金額 ※P.17参照
6	退職所得 退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2 ＝退職所得の金額 ※勤続5年以内の役員等の退職金については、 (収入金額－退職所得控除額)＝退職所得の金額 ※退職所得の課税の特例についてはP.25参照
7	山林所得 山林を伐採又は譲渡した場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ＝山林所得の金額 ※P.18参照
8	譲渡所得 土地、建物などの資産を売った場合に生じる所得	土地建物 株式等 収入金額－(取得費・譲渡費用) ＝譲渡所得の金額 ※土地・建物等の譲渡所得の課税の特例についてはP.25参照
		その他 収入金額－(取得費・譲渡費用) －特別控除額＝譲渡所得の金額 ※P.18参照 (長期譲渡所得の場合、課税される所得は、特別控除後の金額の1/2となります)
9	一時所得 賞金、懸賞当選金、生命保険の満期一時金など	収入金額－必要経費－特別控除額 ＝一時所得の金額 ※P.18参照 (課税される所得は、特別控除後の金額の1/2となります)
10	雑所得 公的年金および他の所得に当てはまらない所得	公的年金等 収入金額－公的年金等控除額 ＝雑所得の金額 ※P.17参照
		その他 収入金額－必要経費 ＝雑所得の金額

●給与所得控除額

給与所得控除額は事業所得などの場合の必要経費にあたるもので、実際の計算は所得税法別表第5を使いますが、概算は次の表で計算できます。

収入金額	控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

●公的年金等控除額

国民年金、厚生年金、共済年金などは、収入金額から次の計算式で求めた額を差し引きます。

65歳未満(昭和35年1月2日以降生まれの方)

公的年金等の 収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	60万円	50万円	40万円
130万円～ 410万円未満	収入金額×25% +27万5千円	収入金額×25% +17万5千円	収入金額×25% +7万5千円
410万円～ 770万円未満	収入金額×15% +68万5千円	収入金額×15% +58万5千円	収入金額×15% +48万5千円
770万円～ 1,000万円未満	収入金額×5% +145万5千円	収入金額×5% +135万5千円	収入金額×5% +125万5千円
1,000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円

65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれの方)

330万円未満	110万円	100万円	90万円
330万円～ 410万円未満	収入金額×25% +27万5千円	収入金額×25% +17万5千円	収入金額×25% +7万5千円
410万円～ 770万円未満	収入金額×15% +68万5千円	収入金額×15% +58万5千円	収入金額×15% +48万5千円
770万円～ 1,000万円未満	収入金額×5% +145万5千円	収入金額×5% +135万5千円	収入金額×5% +125万5千円
1,000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円

●所得金額調整控除

給与所得控除について、上限となる給与収入が850万円に引き下げられたため、給与収入850万円超の納税義務者は増税となります。そのため給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている者に負担増が生じないように「所得金額調整控除」が創設されました。

また、給与所得と年金所得それぞれの控除額が10万円引き下げられたため、両方の所得を有する場合、基礎控除が10万円引き上げられても負担増が生じるケースがあります。このような場合にも、負担増が生じないように所得金額調整控除が適用されます。

※令和3年度から適用(令和2年度以前の適用はありません。)

1 給与収入が850万円を超え、次の①～③に該当する場合は計算式から算出した額を給与所得の金額から控除します。

- ①本人が特別障害者
- ②年齢22歳以下の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

{給与等の収入金額(収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円) - 850万円} × 10%

2 給与所得控除後の給与の金額(1該当の方は控除後)及び公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える納税義務者は、次の計算式から算出した金額を給与所得の金額から控除します。

{給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等の雑所得の金額(上限10万円)} - 10万円

●山林所得・譲渡所得及び一時所得の特別控除額

山林所得・譲渡所得及び一時所得の特別控除額は、50万円(「収入金額 - 必要経費」又は「収入金額 - (取得費・譲渡費用)」の金額が50万円未満のときはその金額)です。

所得控除

納税者の実状に応じた税負担を求めるために、その納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる臨時の出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から次の金額を差し引くことになっています。

控除の種類と控除額の計算方法は以下のとおりです。

●所得控除の種類と控除額の計算方法

種類	要件	控除額
1 基礎控除	前年の合計所得金額に応じて	2,400万円以下 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 15万円 2,500万円超 適用なし
2 社会保険料控除	前年中に社会保険料(健康保険・介護保険・国民年金など)を支払った場合	支払った額
3 小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った額
4 生命保険料控除	前年中に生命保険・介護医療保険・個人年金保険の保険料を支払った場合	次の①から③の合計額(合計控除限度額は70,000円) ①一般生命保険料控除額 ・新契約(H24.1.1以後契約分) 新契約の支払い保険料(A) ① 12,000円まで……………全額 ② 12,000円を超え32,000円まで (A)×1/2+ 6,000円 ③ 32,000円を超え56,000円まで (A)×1/4+14,000円 ④ 56,000円を超える場合 …………… 28,000円 ・旧契約(H23.12.31以前契約分) 旧契約の支払い保険料(B) ① 15,000円まで……………全額 ② 15,000円を超え40,000円まで (B)×1/2+ 7,500円 ③ 40,000円を超え70,000円まで (B)×1/4+17,500円 ④ 70,000円を超える場合 …………… 35,000円 ※新・旧両方の保険料がある場合はそれぞれ上記により計算した控除額の合計(限度額は28,000円) ※旧契約のみによる計算の方が控除額が大きくなる場合は、旧契約分のみで計算します。 ②個人年金保険料控除額 ①一般生命保険料控除額の計算と同様 ③介護医療保険料控除額(新契約のみ) ①一般生命保険料控除額の新契約の計算と同様
5 地震保険料控除	前年中に地震保険料を支払った場合	次の①と②の合計額(最高限度25,000円) ①地震保険契約の支払保険料の1/2(限度額25,000円) ②旧長期損害保険契約の支払保険料 ① 5,000円まで……………全額 ② 5,000円を超え15,000円まで ②×1/2+2,500円 ③ 15,000円を超える場合…………… 10,000円
6 障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合	一人につき26万円(特別障害者は30万円、同居の特別障害者は53万円)

●所得控除

●所得控除の種類と控除額の計算方法

種類	要件	控除額
7 ひとり親・寡婦 控除	ひとり親 婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。 ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ②生計を一にする子がいること。(この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。) ③前年の合計所得金額が500万円以下であること。	30万円
	寡婦 「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人 なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。	26万円
8 勤労学生控除	前年の合計所得金額が75万円以下等の勤労学生	26万円
9 配偶者控除		①一般の配偶者(②以外の人) 最高33万円 ②老人配偶者(70歳以上の人) 最高38万円 ※詳しくは、P.21参照
10 配偶者 特別控除		最高33万円 ※詳しくは、P.21参照
11 扶養控除	親族等の前年の合計所得金額が48万円(給与の収入金額になおすと103万円)以下でかつ、その親族等が16歳以上の場合	①一般の扶養親族(次の②~④以外の人) 33万円 ②特定扶養親族 45万円 ③老人の扶養親族 38万円 ④同居老親等 45万円
12 雑損控除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	次のいずれか多い方の金額 ①(損失の金額-保険などにより補てんされた額)-(総所得金額等の合計額×1/10) ②(災害関連支出の金額-保険などにより補てんされた額)-5万円
13 医療費控除	前年中に医療費等を支払った場合	次のいずれかの選択となります。 ①(支払った医療費-保険などにより補てんされた額)-(総所得金額等の合計額×5/100又は10万円のいずれか少ない額)(限度額200万円) ②医療費控除の特例(支払った特定一般用医薬品等の購入額-保険などにより補てんされた額)-12,000円(限度額88,000円) ※②の特例は平成30年度から令和9年度までの適用となります。

- 特定扶養親族… 扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の者(平成14年1月2日以降、平成18年1月1日以前生まれの人)をいう。
- 老人の扶養親族… 扶養親族のうち年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前生まれの人)をいう。
- 同居老親等… 老人扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の両親、祖父母などで、納税義務者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいう。
- 同居の特別障害者… 同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、その者が納税義務者又は納税義務者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている人をいう。

用語解説

●配偶者控除

■適用を受けられる人

本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の人

■控除額の計算

次の表により求めます。

	本人の前年中の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円
老人配偶者 (70歳以上の人)	38万円	26万円	13万円

※平成31年度(令和元年度)から本人の前年中の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用は対象外となりました。

●所得控除

●配偶者特別控除

■適用を受けられる人

本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円超133万円以下の人

■控除額の計算

次の表により求めます。

	配偶者の前年の 合計所得金額	本人の前年の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別 控除額	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

- 所得割の税率
- 税額控除

所得割の税率

課税総所得金額に税率を乗じたものが所得割になります。100円未満の端数がある場合は切り捨てます。

課税総所得金額	市民税の税率	県民税の税率
一律	8%	2%

※平成30年度から県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、政令指定都市に住所を有する者について税率が改定されました。

税額控除

●調整控除

税源移譲に伴い、所得税と市民税（県民税）との人的控除の差による負担額の影響を調整するものです。

調整控除の計算方法

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下の場合	次のいずれか小さいほうの額の5%（市民税4%、県民税1%）を所得割額から減額します。 ①所得税との人的控除額の差の合計額 ②市県民税の合計課税所得金額
200万円を超える場合	次の計算式で計算した額を所得割額から減額します。 (所得税との人的控除額の差の合計額 - (市県民税の合計課税所得金額 - 200万円))の5%（市民税4%、県民税1%）（計算結果が2,500円を下回った場合は、調整控除額は2,500円とします。）

※令和3年度から前年の合計所得金額が、2,500万円を超えた場合は適用外となりました。

人的控除の一覧

種 類	所得税と市県民税との人的控除額の差	種 類	所得税と市県民税との人的控除額の差			
			納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
基礎控除	5万円					
障害者控除	普通障害	配偶者控除	一般の配偶者	5万円	4万円	2万円
	特別障害		老人の配偶者	10万円	6万円	3万円
	同居特別障害	配偶者特別控除	配偶者の前年の合計所得金額が48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親控除	母	配偶者特別控除	配偶者の前年の合計所得金額が50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
	父					
寡婦控除	1万円	扶養控除	一般扶養	5万円	老人扶養	10万円
勤労学生控除	1万円		特定扶養	18万円	同居老親等	13万円

●配当控除

総合課税において株式の配当などの配当所得がある場合は、次の表で計算した金額が、市民税（県民税）の所得割額から差し引かれます。

種類	課税総所得金額等	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
特定証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

●税額控除

●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和7年までの間に入居された方で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合、控除しきれなかった額のうち一定の額を市民税(県民税)の所得割額から控除することができます。

控除の計算方法

次の①又は②のいずれか小さい額(市民税4/5、県民税1/5)

居住年月	控除限度額
平成26年3月まで	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②所得税の課税総所得等の5%(最高97,500円)
平成26年4月から令和3年12月まで	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②所得税の課税総所得等の7%(最高136,500円)
令和4年1月から令和7年12月まで	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額 ②所得税の課税総所得等の5%(最高97,500円)

※平成26年4月から令和3年12月までの金額は、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用に含まれる消費税率が8%または10%である場合であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)

※令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居し(令和2年中の入居予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中に入居することになった方で、一定の期日までに住宅取得契約等が行われている場合も含む)、かつ、消費税10%で購入した場合、また、一定の期日までに契約し令和4年末までに入居した場合、住宅ローン控除の適用期間が10年から13年へ延長されます。11年目以降については、建物購入価格の2%を3等分した額と住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない額が控除されます(最高136,500円)。

●寄附金税額控除

前年中に対象となる寄附金がある場合は、申告により市民税(県民税)の所得割額から控除できます。

対象となる寄附金	控除の計算方法
①都道府県、市区町村(※) ②福岡県内の共同募金会及び日本赤十字社 ③福岡県、北九州市が条例で指定した団体	《(支払った寄附金の額と総所得金額等の合計額の30%とのいずれか少ない方の額) - 2千円》の10%(市民税8%、県民税2%)

※総務大臣が指定した都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)については、さらに以下の特例控除が加算されます。

ふるさと納税に係る特例控除の計算方法

(都道府県、市区町村に対する寄附金 - 2千円) × {90% - (0~45% (所得税の限界税率) × 1.021)} (市民税4/5、県民税1/5) (限度額:市民税(県民税)の所得割額の2割)

●所得税の限界税率…寄附された方に適用される所得税率のうち、最大のもの(寄附された方の申告内容により、実際に適用されている所得税率と、市民税(県民税)の申告内容から算出した限界税率が異なる場合あり)

※確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合(寄付先が5団体以内の場合に限ります。)、ふるさと納税ワンストップ特例の申請をすることで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金(税額)控除を受けられる制度があります。

注意 国や政党等に対する寄附金は対象になりません。

試算の際は、年間収入額や控除内容が分かるものをご準備のうえ、ご利用ください。試算はこちらから▶



●外国税額控除

外国において所得税や住民税に相当する税が課税されたとき、その所得に対してさらに我が国の所得税や住民税が課税されると国際間の二重課税となるため、それを調整します。

●配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除

前年中に特別徴収された特定配当等の道府県民税配当割(5%)及び前年中に特別徴収された特定株式等譲渡所得割(5%)について、確定申告をした場合には市民税(県民税)の所得割額から差し引かれます。

●特別税額控除(定額減税)

■概要

令和6年度の定額減税対象外であった、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者について、令和7年度の市県民税において、特別税額控除(「定額減税」)が実施されることになりました。

■対象者

国内に居住し控除対象配偶者を除く同一生計配偶者を有する、前年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の人

■減税額

1万円

※減税額が納税義務者の所得割額を超える場合には、所得割額が限度額です。

分離課税

●総合課税と分離課税

■総合課税

P.16の表のうち、退職所得、山林所得及び土地建物・株式等の譲渡所得を除いた所得の金額を合算したものを総所得金額といい、一括して税額が計算されます。

なお、総所得金額を算定する場合、「長期譲渡所得」及び「一時所得」についてはその1/2のみを合算します。

■分離課税

退職所得、山林所得、土地建物・株式等の譲渡所得、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得、先物取引の雑所得等については、それぞれの所得ごとに税額が計算されます。

●退職所得に係る課税の特例

退職所得に対する所得割は、他の所得と分離して所得の発生した年に計算され、退職金の支払いを受けるときに天引きされます。

退職所得に係る市民税・県民税の税額の算出は、次により算出します。

①退職所得の金額

退職所得の金額=(退職手当等の収入額-退職所得控除額)×1/2(1,000円未満の端数切捨て)

※(収入金額-退職所得控除)した金額に対する2分の1控除が適用されない場合
 ・役員等で、勤続年数が5年以下である場合
 ・役員等以外で、勤続年数が5年以下の方の300万円を超える部分のある場合(令和4年1月1日以降に支払われる退職手当等に適用)

②退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。

※障害者になったことに直接起因して退職した場合、上記の控除額に100万円を加算します。

③退職所得に対する市民税・県民税の計算

ア.市民税の算出

退職所得の金額×税率6%=市民税額(100円未満の端数切捨て)

イ.県民税の算出

退職所得の金額×税率4%=県民税額(100円未満の端数切捨て)

●土地・建物等の譲渡所得の課税の特例

土地・建物等の譲渡所得に対する所得割は、他の所得と分離して計算されますが、譲渡した土地・建物等の所有期間によって計算方法が異なります。

課税譲渡所得金額 = 譲渡所得の金額 - 特別控除額

主な特別控除の種類	控除額
居住用の家、土地を譲渡した場合	3,000万円
土地収用法などによって公共事業用に譲渡した場合	5,000万円

注意 1年に受けられる控除額は、5,000万円が限度です。

■**長期譲渡の場合**…譲渡した年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるもの
譲渡所得に対する所得割額=課税長期譲渡所得金額×市民税4%(県民税1%)

注意 優良住宅地等のために譲渡した場合は上の計算と異なります。

■**短期譲渡の場合**…譲渡した年の1月1日現在で、所有期間が5年以下のもの
譲渡所得に対する所得割額=課税短期譲渡所得金額×市民税7.2%(県民税1.8%)

注意 国又は地方公共団体に譲渡した場合は上の計算と異なります。

申告と納税

●申告をしなければならない人

1月1日現在、区内に住所のある人は毎年3月15日までに、区役所内の市民税課又は税務課へ所得などの申告をしなければなりません。ただし、次の人は申告の必要はありません。

- ①前年中に所得がなかった人
- ②前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から北九州市へ給与支払報告書が提出されている人
- ③前年中の所得が公的年金等だけで、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない人
- ④所得税の確定申告をした人

●納税の方法

個人の市民税(県民税)を納めていただくには、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

■普通徴収

事業などを行っている人の場合、区役所内の市民税課又は税務課からお送りする納税通知書で納めていただきます。

令和7年度	納期	第1期	6月17日～6月30日
		第2期	8月17日～9月1日
		第3期	10月17日～10月31日
		第4期	翌年1月17日～2月2日

■給与からの特別徴収

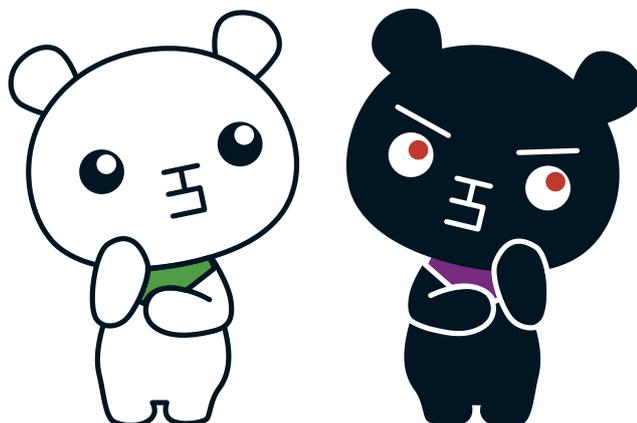
サラリーマンの場合は、給与の支払者(会社など)が市役所から通知された税額を、毎月(6月～翌年5月)の給与から引き落して納めることになっています。

納期	引き落した月の翌月10日まで
----	----------------

■公的年金からの特別徴収

4月1日に65歳以上の方の場合、公的年金等の所得に係る市県民税は、年金保険者(日本年金機構等)が年金から引き落して納めることになっています。

納期	引き落した月の翌月10日まで
----	----------------



●申告と納税

Q

妻がパートで働いた場合の市県民税と所得税は…？

私の妻はパートで働いています。妻のパート収入がいくらまでなら配偶者控除、配偶者特別控除が受けられますか。また妻自身に税金がかかりますか。

A

パートやアルバイトの収入は通常給与収入として扱われます。パート等収入により市県民税、所得税がどう変わるかをまとめると、次のようになります。なお、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることは出来ません。

パート等収入(年収)	妻の税金		夫の税金 (受けられる場合は○)	
	令和7年度分 市県民税	令和6年分 所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
~1,000,000円	かからない	かからない	○	
1,000,001円~1,030,000円	かかる	かからない	○	
1,030,001円~2,015,999円	かかる	かかる		○
2,016,000円~	かかる	かかる		

★法改正により令和7年中の収入については次のようになります

パート等収入(年収)	妻の税金		夫の税金 (受けられる場合は○)	
	令和8年度分 市県民税	令和7年分 所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
~1,100,000円	かからない	かからない	○	
1,100,001円~1,230,000円	かかる	かからない	○	
1,230,001円~1,600,000円	かかる	かからない		○
1,600,001円~2,015,999円	かかる	かかる		○
2,016,000円~	かかる	かかる		

※夫が受ける配偶者控除額、配偶者特別控除額は夫の合計所得金額及び妻のパート等の収入金額によって変わります。

Q&A

Q

配偶者控除が適用されていないが…？

私は会社勤めで前年中1,500万円の給与収入がありました。妻は長年専業主婦をしており、収入はないため毎年配偶者控除を受けています。しかしながら、今年度分市県民税の課税状況を確認したところ、配偶者控除額が0円になっていました。これは何かのまちがいではないでしょうか。

A

前年中の合計所得金額が900万円(給与収入1,095万円)超の方にかかる配偶者控除については、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が逡減し、合計所得金額が1,000万円(給与収入1,195万円)を超えると配偶者控除の適用は対象外となります。

あなたの場合、前年中の合計所得金額が1,000万円(給与収入1,195万円)を超えているため、今年度分市県民税では配偶者控除の適用はありません。

Q

退職後の市県民税は…？

私は、今年の9月に退職して今は無職です。市県民税は退職するまで毎月給料から差し引かれていました。ところが、11月に今年度分の納税通知書が送られてきました。これは何かのまちがいではないでしょうか。

A

市県民税は、前年の所得に対して課税され、サラリーマンの場合は6月から翌年の5月までの12回に分割し給与から引き落しすることになっています。

あなたの場合、まず今年度分市県民税については、退職により10月以降分が給与から天引きできなくなったので、その残額を個人で納めていただくため、あらためて納税通知書をお送りしました。

なお、1月から4月までに退職した場合、及び12月以前に退職したときでも本人が希望した場合は、最後の給与から市県民税の残りの金額を引き落しすることになっています。

次に来年のことですが、今年1月から退職された9月までの給与など今年1年間の所得に対して来年度分の市県民税が計算されます。

Q&A

Q

年途中で引越した場合の市県民税は…？

私は、今年の1月20日に北九州市から中間市へ引っ越しました。6月に北九州市から今年度分の市県民税の納税通知書が送られてきましたが、中間市に納めるのではないのでしょうか。

A

市県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市町村でその年度分を課税することになっています。

あなたの場合は、今年の1月1日現在の住所は北九州市ですから、その後に住所の変更があっても、今年度分の市県民税は北九州市に納めていただくこととなります。

Q

給与以外の所得がある場合、市県民税の申告は…？

私は、サラリーマンですが、ある雑誌に原稿を書いたところ出版社から原稿料として18万円の支払を受けました。

サラリーマンの場合、所得税では給与以外の所得が20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市県民税の場合はどうでしょうか。

A

所得税の場合、原稿料や外交員報酬については、①支払の際に支払額の10%（高額の場合は20%）を源泉徴収し、②確定申告の際に給与所得と合算して税額を計算し直すことになっています。

ただし、年間の給与支払額が2,000万円以下で、給与以外の所得（原稿料、外交員報酬、配当など）の年間合計額が20万円以下の人については、本人の選択により確定申告をしなくてもよいことになっています。

しかし、市県民税の場合、源泉徴収の制度はなく、所得の多少にかかわらず、すべて給与所得と合算して税額を計算することになっています。

したがって、所得税の確定申告をしなくてもよい場合でも、市県民税の申告はしなければなりません。

Q

死亡した夫に市県民税が課税されたが…？

私の夫は今年の1月下旬に死亡しましたが、夫に対する今年度分の市県民税の納税通知書が私あてに送られてきました。死亡した者に対しても課税されるのでしょうか。

A

市県民税はその年の1月1日に住んでいる人に対して課税することになっています。したがって、1月2日以降に死亡された人も課税の対象となります。この場合、財産を相続した人が納税義務を引き継ぐこととなります。

Q

税務署で確定申告を行ったところ、「確定申告は不要」と言われたが…？

私は、退職後、主に公的年金収入（年間360万円）で生活していますが、公的年金以外に個人年金所得（年間15万円）があります。

税務署で確定申告を行ったところ、「確定申告は不要」と言われました。この場合、市県民税の申告は必要でしょうか。

A

所得税法の改正により、平成23年分よりその年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告書を提出する必要がなくなりました。

この改正によって、あなたの場合は、確定申告が不要になりましたが、市県民税は、申告が必要ですので、お住まいの区の区役所内にある各市税事務所市民税課又は税務課で市県民税の申告を行ってください。（所在地及び電話番号については、P.75をご参照ください。）

Q

障害者控除を受けられる人とは…？

個人の市県民税において、どのような人が障害者控除の適用を受けられるのでしょうか。

A

個人の市県民税において障害者控除の対象となるのは、前年12月31日現在において次のいずれかに当てはまる人です。

- ① 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
- ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた人
- ③ 「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている人
- ④ 「身体障害者手帳」に身体上の障害がある旨の記載がされている人
- ⑤ 「戦傷病者手帳」の交付を受けている人
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- ⑧ 精神や身体に障害のある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が上記の①、②又は④に掲げる人と同程度であるとして市町村長等の認定を受けている人

障害者控除の対象となるほとんどの人は、手帳を交付され、あるいは認定を受けていますので、税の障害者控除の認定に当たっては、その手帳や認定書で確認することになります。

Q&A

Q

市県民税が2カ所で課税されているが…？

私は小倉南区に住んでいます。昨年12月に小倉北区に新しく店を出したところ、今年の6月に小倉南区分と小倉北区分の2通の納税通知書が送られてきました。同じ北九州市内なのに市県民税が二重に課税されるのですか。

A

市県民税がかかるのは、①区内に住所がある人、②区内に住所はないが事業所・家屋敷がある人です。

①の人には均等割と所得割との合計額が、②の人には均等割のみがかかります。

したがって、あなたの場合は、小倉南区分として均等割と所得割が、小倉北区分として均等割が課税されます。

Q

要介護認定を受けた場合の障害者控除の適用の有無…？

介護保険法により要介護認定を受けた場合、個人の市県民税において、障害者控除の適用を受けることができますか。

A

個人の市県民税において障害者控除の対象となるのは、地方税法施行令第7条及び第7条の15の7に掲げられている人に限られており、その中には、介護保険法による要介護認定者は規定されていません。(前掲「Q&A 障害者控除を受けられる人とは」を参照してください。)

したがって、要介護認定を受けたからといって、直ちに障害者控除を適用されるわけではありません。

ただし、「精神や身体に障害のある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が知的障害者や身体障害者と同程度であるとして市町村長等の認定を受けている人」については、障害者控除の対象とされていますので、認定を受ければ、障害者控除の適用を受けられます。

本市では、各区役所高齢者・障害者相談係において、障害者控除対象者認定書の発行を行っています。

詳しくは、各区役所高齢者・障害者相談係にお尋ねください。

【高齢者・障害者相談係の電話番号】

区名	電話	区名	電話
門司区	321-4800	八幡東区	671-4800
小倉北区	582-3430	八幡西区	645-4800
小倉南区	951-4126	戸畑区	881-4800
若松区	751-4800		



年金収入にかかる市県民税、森林環境税は…？

私は当年67歳、妻は収入がなく私の扶養となっています。現在勤めている会社からの昨年の1年間の収入は160万円で、ほかに厚生年金の収入が245万円ありました。令和7年度分の市県民税、森林環境税はどのくらいになりますか。



- ▼あなたの場合、まず給与収入については給与所得として105万円
 $160\text{万円(昨年1年間の給与収入額)} - 55\text{万円(給与所得控除額)} = 105\text{万円}$
また、年金収入については雑所得として135万円
 $245\text{万円(昨年1年間の公的年金収入額)} - 110\text{万円(公的年金等控除額)} = 135\text{万円}$
給与所得と公的年金の合計が10万円を超えていますので所得金額調整控除(P.18参照)を適用し給与所得から控除
 $105\text{万円(給与所得)} - 10\text{万円(所得金額調整控除)} = 95\text{万円}$
したがって、所得金額の合計は230万円となります。
 $95\text{万円} + 135\text{万円} = 230\text{万円}$
- ▼一方、所得控除額(P.19～21参照)を仮に76万円とします。
(基礎控除43万円、配偶者控除33万円の各控除額の合計額)
- ▼この結果、課税総所得金額は154万円となります。
 $230\text{万円(所得金額)} - 76\text{万円(所得控除額)} = 154\text{万円}$
- ▼これに対する均等割と森林環境税は、
所得金額が均等割の非課税限度額(101万円以下、P.15参照)を上回っているため、市民税3,000円、県民税1,500円、森林環境税1,000円がかかります。
- ▼そして、調整控除前の所得割は、
所得金額が所得割の非課税限度額(112万円以下、P.15参照)を上回っているため、
調整控除前の市民税 $154\text{万円} \times 8\% = 123,200\text{円}$
調整控除前の県民税 $154\text{万円} \times 2\% = 30,800\text{円}$
- ▼次に調整控除を求めます。
市民税の調整控除額(P.22参照)は、
合計課税所得金額が154万円、所得税との人的控除額の差の合計額が10万円ですから、 $100,000\text{円} \times 4\% = 4,000\text{円}$
県民税も同様に $100,000\text{円} \times 1\% = 1,000\text{円}$
- ▼これにより調整控除後の所得割は、
調整控除後の市民税 $123,200\text{円} - 4,000\text{円} = 119,200\text{円}$
調整控除後の県民税 $30,800\text{円} - 1,000\text{円} = 29,800\text{円}$
となります。
- ▼以上により市県民税、森林環境税の合計額は、
市民税 $3,000\text{円} + 119,200\text{円} = 122,200\text{円}$
県民税 $1,500\text{円} + 29,800\text{円} = 31,300\text{円}$
森林環境税 1,000円となり、
合計の年税額は154,500円となります。

こんなとき個人の市民税は？

Q&A

Q 昨年の医療費が多い場合に税金の申告をすると…？

私は昨年入院をして、例年よりも多い医療費がかかりました。確定申告や市県民税の申告をすると、支払った医療費が戻ってくるのでしょうか。

A 確定申告や市県民税の申告によって、支払った医療費が戻ってくることはありませんが、市県民税や所得税には医療費控除という所得控除があります。これは、昨年1年間に支払った医療費が、所得金額の5%又は10万円以上になると、税額を計算する上で有利になる制度で、昨年中に源泉徴収された所得税が戻ったり、今年度の市県民税の額が低くなったりします。(P.20参照) ただし、もともと所得に対する税額がない場合(所得税や市県民税の所得割がかからない場合)には、医療費控除の効果はありません。

Q 市県民税の減免を受けられる人とは…？

個人の市県民税において、どのような人が減免を受けられるのでしょうか。

A 税金は、納期内に納めなければなりません生活保護を受けたり、災害にあうなど、個人の市県民税を納めることができない特別な事情がある場合は、本人からの申請により、その状況に応じて市県民税を減免する制度があります。ただし、減免の適用条件等が、市税条例などに規定されており、減免に該当しない場合もあります。減免申請された方の個別具体的な生活状況などをお聞きし、減免に該当するかどうかを判断することになりますので、事前に各市税事務所市民税課又は税務課にご相談ください。

Q ふるさと納税の目安額は…？

ふるさと納税をしたいと思います。全額(2,000円を除く)控除されるふるさと納税額の目安を知りたいのですが。

A 個人市県民税における寄附金税額控除のうち、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)については、通常の控除金額に上乗せして、さらに特例控除が加算されます。計算方法についてはP.23をご参照ください。また、北九州市ホームページ内で試算できますのでご利用ください。(注) 試算の際は、年間収入額や控除内容が分かるものをご準備のうえ、ご利用ください。



試算ページへはこちらから▶

Q

令和3年度以降、給与収入と 公的年金収入がある人の税額は…？

私は給与と公的年金の収入があり、令和3年度から控除額がそれぞれ10万円減ると聞いたのですが、市県民税は上がるのでしょうか。

A

給与収入と公的年金収入の控除額がそれぞれ10万円減るため、給与と公的年金収入がある方は例年に比べ所得が最高20万円増加することとなります。ただし、基礎控除が10万円増え、また、所得金額調整控除（給与と公的年金がある方の控除）が創設されたことにより給与所得から最高10万円が控除されます。結果、多くの方は課税総所得金額が例年と同額になり、市県民税が上がることはありません。

※給与所得控除と公的年金控除額が全体的に見直されておりますので、P.17をご参照ください。

Q

未婚のひとり親の控除は…？

私は未婚で子がいます。何か控除の適用はありますか。

A

令和2年度までは未婚の方は寡婦控除の対象ではありませんでしたが、令和3年度からは未婚の方も新たに創設されたひとり親控除の対象となります。

※事実婚の場合は適用となりません。

Q&A

市民税(個人の市民税)

市民税(県民税)の計算例



- 職業…会社員
- 家族構成…夫婦と子ども2人 (17歳と15歳、妻子は所得なし)
- 前年の収入…給与収入 4,224,000円
- 前年に支払った…給与から天引き 259,600円
- 社会保険料…された保険料
- 生命保険料… // 120,000円 (旧契約 H20年1月に契約した一般生命保険の場合)

●市民税(県民税)の計算例

所得	所得金額	給与	4,224,000円①	給与所得金額=給与-給与所得控除額
		給与所得控除額	1,284,800円②	4,224,000円×20%+44万円(P.17の表による)
		給与所得金額	2,939,200円③	①-②
	所得控除額	社会保険料控除	259,600円④	P.19~P.21の表による ※平成24年度より16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されたため15歳の子どもは扶養控除はありません。
		生命保険料控除	35,000円⑤	
		配偶者控除	330,000円⑥	
		扶養控除	330,000円⑦	
		基礎控除	430,000円⑧	
		控除額計	1,384,600円⑨	
	課税総所得金額		1,554,000円⑩	③-⑨ ※1,000円未満の端数は切り捨て
割	調整控除前の所得割額	市民税	124,320円⑪	⑩×P.22の税率
		県民税	31,080円⑫	1,554,000円×2%
	調整控除額	市民税	6,000円⑬	所得税との人的控除の差の合計(P.22の表による) (基礎控除 50,000円+配偶者控除 50,000円+扶養控除 50,000円)×4%=6,000円⑬
		県民税	1,500円⑭	(基礎控除 50,000円+配偶者控除 50,000円+扶養控除 50,000円)×1%=1,500円⑭
所得割額	市民税	118,300円⑮	124,320円⑪-6,000円⑬ 31,080円⑫-1,500円⑭ } ※100円未満の端数は切り捨て	
	県民税	29,500円⑯		
均等割	市民税	3,000円⑰	P.15による	
	県民税	1,500円⑱		
合計税額	市民税	121,300円⑲	118,300円⑮+3,000円⑰	
	県民税	31,000円⑳	29,500円⑯+1,500円⑱	
	合計	152,300円	⑲+⑳	

注意

- ・均等割が課税される人は、森林環境税(国税)の1,000円が加算されます。
- ・北九州太郎さんの場合は、給与所得者ですので特別徴収により6月から翌年5月まで12回に分けて給与から天引きされます。

市民税(個人の市民税)

●市民税(県民税)の計算例

あなたの市民税(県民税)を計算してみませんか。

所得金額	公的年金等所得	円① =ア-イ	公的年金等収入 公的年金等控除(ア)×%+万円=	円 ア 円 イ
	給与所得	円② =ウ-エ-オ-カ	給与収入 給与所得控除(ウ)×%+万円=	円 ウ 円 エ
	()所得	円③ =キ-フ	()収入 必要経費	円 オ 円 カ
	()所得	円④ =ケ-コ	()収入 必要経費	円 キ 円 ク
	所得金額	円⑤	①+②+③+④+⑤	円 ケ 円 コ
所得控除額	社会保険料控除	円⑥	※P.19~P.21の表による	
	生命保険料控除	円⑦		
	配偶者控除	円⑧		
	配偶者特別控除	円⑨		
	扶養控除	円⑩		
	基礎控除	円⑪		
	()控除	円⑫		
()控除	円⑬			
控除額計	円⑭	⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬		
割	課税総所得金額	円⑮	⑤-⑭ ※1,000円未満の端数は切り捨て	
調整控除前の所得割額	市民税	円⑯	※P.22の税率による 円×8%	
	県民税	円⑰	円×2%	
調整控除額	市民税	円⑱	所得税との人的控除の差の合計(P.22の表による)	⑱
	県民税	円⑲		⑲
所得割額	市民税	円⑳	円⑯-円⑱	※100円未満の 端数は切り捨て
	県民税	円㉑	円⑰-円⑲	
均等割	市民税	円㉒	P.15による	
	県民税	円㉓		
合計税額	市民税	円㉔	円⑳+円㉒	
	県民税	円㉕	円㉑+円㉓	
	合計		㉔+㉕	

注意

- 均等割(上記㉒㉓)が課税される人は、森林環境税(国税)の1,000円が加算されます。

試算の際は、年間収入額や控除内容が分かるものをご準備のうえ、ご利用ください。試算はこちらから▶

